

対面販売(容器包装以外)での小売表示

04

対面販売(容器包装以外)での小売表示

容器包装に入れずに 販売する場合は対象になります。

専門小売店など、店内で加工して陳列された食肉を、購入者の希望に応じて必要量を量って販売する場合、表示カード(プライスカード)には陳列した食肉ごとに下記「必要表示事項」を外部から見やすいよう、邦文で明りように表示しなければなりません。

<表示カードの記載例(原寸大)>



計量販売の食肉の必要表示事項

- ① 食肉の種類・部位 (商品名称)
- ② 原産地
- ③ 量目(内容量)及び販売価格(100g当たり単価)
- ④ 牛にあつては個体識別番号(又は荷口番号)
- ⑤ 冷凍及び解凍品にあつてはその表示

※表示カードの大きさは・縦5.5cm以上、横9cm以上(名刺大)とします。

文字の大きさ

- ◆42ポイント以上
- 食肉の種類(牛)部位(らんぷ)
- 原産地(国産)
- 販売価格(100g当たり)(480円)
- ◆42ポイント以上でなくて良い(明りよな文字サイズ)
- 個体識別番号(1234567893)
- 用途名(ステーキ用)
- 100gの文字

一枚、一羽などの販売の表示

- ステーキ1枚、丸焼き若どり一羽単位で販売する場合
「1切〇〇円」などと表示し、100g当たりの価格を併記します。
- 1切、1枚、1個、1羽、1本などの単位があります。

国産牛肉サーロイン

ステーキ用

1切 **1,800円**
(100g 900円の品)

国産わかどり

骨付きもも

1本 **280円**
(100g 110円の品)

POINT



用途表示など

対面販売での小売表示・包装された小売表示ともに、用途・形態の表示は義務表示ではありません。しかし消費者にとっては重要な情報のため、プライスカード、商品ラベル、置き札、POPなどで表示するように努めます。

<用途・形態の表示例>

牛・豚・鶏共通	牛肉	豚肉	鶏肉
しゃぶしゃぶ用	ステーキ用	ステーキ用	からあげ用
すき焼き用	ビーフかつ用	とんかつ用	チキンかつ用
煮込み用	カルビ焼き用	一口かつ用	チキンライス用
カレー用	焼肉用	しょうが焼き用	水たき用
バター焼き用	ローストビーフ用	ローストポーク用	チキンチャップ用
野菜いため用			親子丼用
うすぎり			やきとり用

- Check!** ●食肉公正競争規約第3条第1項▶(P96)、第2項▶(P98)／同施行規則第2条▶(P97)、第6条、第8条▶(P99)
●単位価格表示の推進について▶(P217) ●東京都消費生活条例第18条▶(P218)
●東京都消費生活条例の規定に基づく単位価格等の指定▶(P218)